

はじめに

自己株式の取得、処分、消却は課税実務における頻出事項です。実務では既に浸透している当該論点について令和4年度税制改正に係る論点、また、理解しているように思えていざ実務で遭遇すると戸惑ってしまうような論点について本書で強調して説明しています。

本書の大きな特徴は、以下の点に集約されます。

- ・初級者から上級者まで幅広い読者のニーズにこたえるものを意識しています。
- ・論点は意図的にニッチな分野まで踏み込んで、特に網羅性を重視しています。そのため、類書では軽く扱っている記載についても誌面の許す限り詳細な解説をしています。
- ・裁決・裁判例についても網羅性を重視し、できるだけ実務上のヒントになるような汎用性のあるものを厳選して掲載しています。
- ・評価は「不知・うっかり」で失念することが大半であり、苦手意識を持っている実務家が多いため表現はできるだけ平易に、また、随所に非常に簡単な「よくある」事例を組み込み、具体的な取引をイメージしていただけるようにしました。一方で、実務上稀な事例についても上級者向けに汎用性のある取引のみを厳選し掲載しています（この点に関しては論点の切り貼りと感じられる読者もいらっしゃるかと存じますが、課税実務での多くの失敗は「不知・うっかり」によるものです。したがって、論点は誌面の許す限り掲載しました。あくまで「普段よく使う周辺課税実務」にこだわっています）。

最後に、株式会社ロギカ書房代表取締役橋詰守氏には企画段階から編集等、力強くサポートしていただいたこと、本書の実例作成にあたり多くを

参照させていただいた、普段から良質な御質問をくださる税務質問会
(<https://myhoumu.jp/zeimusoudan/>) 会員様に心から感謝申し上げます。

令和5年10月

税理士 伊藤 俊一

【目次】

はじめに

第1章 自己株式取得の基本

- Q 1-1 自己株式の概要……………2
 - Q 1-2 自己株式を取得する方法……………5
 - Q 1-3 エビデンスの集め方……………9
 - Q 1-4 「鈴や金融事件」「東光商事事件」……………20
 - Q 1-5 自己株式を利用した事業承継案……………26
 - Q 1-6 自己株式取得プランニング……………29
-

第2章 自己株式買取価額と買取時計算の基本

- (1) 個人から法人へ売却する場合……………33
 - Q 2-1 個人⇒法人間売買の税務上の適正評価額……………34
 - Q 2-2 個人⇒法人間の異動の留意点……………48
 - Q 2-3 時価純資産価額法……………54
 - Q 2-4 所得税法における時価（＝価額）……………56
 - Q 2-5 相続自社株の金庫株の特例における価額……………62

Q 2-6	相続により取得した株式の自己株取得と平均単価	67
Q 2-7	租税特別措置法9条の7の適用範囲	68
Q 2-8	トリプル課税	69
Q 2-9	みなし譲渡と所得区分／同族株主が発行法人へ譲渡した 非上場株式	72
Q 2-10	発行会社への株式引渡し（みなし譲渡）	82
(2)	法人から法人へ売却する場合	91
Q 2-11	法人⇒個人間、法人⇒法人間売買の税務上の適正評価額	92
Q 2-12	法人間の異動の留意点	96
Q 2-13	法人税法における時価（＝ 価額）	102
(3)	低額譲渡・高額譲渡	109
Q 2-14	税務上の適正評価額の強制力	110
Q 2-15	税務上の適正な時価を外れた場合	112
Q 2-16	高額譲渡	115
Q 2-17	自己株式取得と株主間贈与	117
Q 2-18	自己株式の購入価額に係る適正価額とみなし配当に係る公表裁決	122

第3章 自己株式取得、消却、処分等々に係る 考え方と計算事例

- (1) 取得.....139
- Q 3-1** 自己株式又は出資取得とみなし配当.....140
- Q 3-2** 個人が法人に対して非上場株式を譲渡した場合の課税関係
～資産税審理研修資料～.....141
- Q 3-3** 政令上の自己株式の取得とみなし配当の関係.....160
- Q 3-4** みなし配当と通知義務.....164
- Q 3-5** みなし配当課税特例.....165
- Q 3-6** 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみ
みなし配当課税の特例の適用関係について（相続開始前に同一銘柄の
株式を有している場合）の当局の考え方.....166
- Q 3-7** 取得請求権付株式に係る請求権の行使等により株式を取得した場合
の譲渡所得等の特例.....170
- Q 3-8** 資本剰余金の配当と自己株式取得の相違点.....174
- Q 3-9** 自己株式又は出資取得におけるみなし配当計算.....177
- Q 3-10** 令和4年度税制改正での資本の払戻しに関するみなし配当の
計算方法.....179
- Q 3-11** 自己株式又は出資取得におけるみなし配当計算事例.....184
- Q 3-12** みなし配当の計算事例の基本.....190
- Q 3-13** みなし配当の簡単な計算手法.....191
- Q 3-14** みなし配当のエクセル計算手法.....192

Q 3-15	配当を受けた側の税務上の取扱い……………194
Q 3-16	みなし配当金額について留保所得金計算に係る課税実務上の留意点……………197
Q 3-17	自己株式取得に係る購入手数料とみなし配当……………198
Q 3-18	みなし配当の適用がない譲渡、若しくはある譲渡には該当するが、計算上みなし配当金額が算出されない具体的処理事例……………200
Q 3-19	平成27年度税制改正による地方税法の改正の影響……………202
Q 3-20	株主が保有株式譲渡の対価に発行会社の不動産を取得【原則処理：税制非適格：法人株主の場合】……………206
Q 3-21	交付資産の時価と譲渡株式の時価に差がある場合【原則処理：税制非適格：法人株主の場合】……………208
Q 3-22	交付資産の時価と譲渡株式の時価に差がある場合【原則処理：個人株主の場合】……………209
Q 3-23	現物分配を受けた法人株主が保有株式譲渡の対価として発行会社の不動産を取得【税制適格：法人株主の場合】……………210
(2) 消却・処分・譲渡	……………215
Q 3-24	自己株式消却についての具体的処理事例……………216
Q 3-25	自己株式譲渡についての具体的処理事例……………219
Q 3-26	自己株式の処分手続……………221
Q 3-27	自己株式処分に係る会計処理と税務処理……………223
Q 3-28	自己株式処分に係る消費税……………225
Q 3-29	失権株とみなし贈与……………227
Q 3-30	優先株式と普通株式の間の無償割当てと自己株式処分……………228

(3) **グループ法人税制**……………231

Q 3-31 グループ法人税制とみなし配当の留意点……………232

Q 3-32 グループ法人税制とみなし配当について譲渡損益の考え方と仕訳例
……………235

Q 3-33 自己株式の取得取引によるグループ法人税制特例に係る
具体的処理事例……………237

Q 3-34 株式を低額で取得した法人株主の受贈益へのグループ法人税制の
適用……………239

(4) **その他実務上の留意点**……………243

Q 3-35 みなし配当がある場合の少額判定……………244

Q 3-36 みなし配当に係る源泉告知処分と権利救済の実務上の留意点
……………245

Q 3-37 被合併法人所有の合併法人株式を合併法人が取得した時の特例に
係る具体的処理事例……………246

Q 3-38 株式交換完全子法人が保有していた自己株式の解消方法……………247

【参考】 株式を譲渡した場合の取得費に係る

エビデンス……………255

【凡例】

相法	相続税法
相令	相続税法施行令
相基通	相続税法基本通達
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所基通	所得税基本通達
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
法基通	法人税基本通達
消法	消費税法
措法	租税特別措置法
措通	租税特別措置法関係通達
評基通	財産評価基本通達
地法	地方税法
地令	地方税法施行令
会社法	会社法
会規	会社法施行規則
民法	民法
民訴法	民事訴訟法

所令109①三 所得税法施行令第109条第1項第3号

本書は、令和5年9月1日の法令・通達に基づいています。
ただし、当局内部資料は旧法条文・通達になっている場合
もあります（原文ママということ）。

第 1 章

自己株式取得の基本



Q1-1 自己株式の概要

自己株式について概要を教えてください。

Answer

会社法においては、法人が発行済の自己株式を買い戻し、そのまま保有することが認められています。この保有し続ける株式を「金庫株」といいます。金庫株は消却（消滅）、あるいは処分（譲渡）することも可能です。この場合、財源規制もあります。

非上場会社における取得の方法としては、ミニ公開買付、特定の株主から株式を取得する方法が考えられます。

【解説】

株式会社が自己株式を取得できる代表的な場合として下記があります。

- ① 取得条項付株式
一定の条件が成就したことにより会社が取得する場合（会社法155一）
- ② 譲渡制限株式について譲渡承認しなかった場合の承認請求株主からの買取り（会社法155二）
- ③ 株主との合意による取得（会社法155三）
- ④ 取得請求権付株式
株主からの取得請求に応じて会社が取得する場合（会社法155四）
- ⑤ 株主総会決議に基づいて、全部取得条項付種類株式を会社が取得する場合（会社法155五）
- ⑥ 相続により株式を取得した株主に対する売渡請求（会社法155六）
- ⑦ 単元未満株式の買取り（会社法155七）
- ⑧ 不明株主の株式の買取り（会社法155八）
- ⑨ 端数株式の買取り（会社法155九）

- ⑩ 事業の全部譲受け・合併・吸収分割による承継（会社法155十、十一、十二）
- ⑪ 自己株式を無償で取得する場合その他法務省令で定める場合（会社法155十三、会規27）

取得し保有している自社株式を金庫株といいます。株式会社は、金庫株を消却することにより消滅させることができます（会社法178①）。また、金庫株を処分することによりその株式を新たな株主に譲り渡す（割り当てる）こともできます（会社法199）。

金庫株の処分は、新たに株式を引き受ける者が存在する点で新株発行と同様です。そのため、会社法では、金庫株の処分と新株の発行について株主を募集する際の手続規定が同一の条文となっています（会社法199～202）。株式の併合と分割については、会社法上、発行会社である株式会社を株主から除外する規定は設けられていないので、その効力は自己株式にも及びます。

また、次の株式は、会社法上、一定の事由が発生することにより株式会社はこれらの株式を自己株式として取得することを定めています。

イ 取得条項付株式（会社法2十九）

株式を発行する株式会社が一定の事由が生じたことを条件として、その株式を取得できる株式です。

取得条項付株式を発行し、株主の死亡や従業員株主の退社を「一定の事由」として予め定めておけば、株主の相続等による株式の分散を防止することができます。

ロ 取得請求権付株式（会社法2十八）

株主が株式を発行する株式会社に対して、その株式の買取りを請求できる株式です。取得請求権付株式の株主が株式会社はその株式の買取りを請求すれば、株式会社は、取得請求権付株式を自己株式として取得することになります。

ハ 全部取得条項付種類株式（会社法108①七、171）

4 第1章 自己株式取得の基本

株式を発行する株式会社が株主総会の特別決議によって、その種類の株式の全部を取得できる株式です。

なお、⑦単元未満株式の買取り（会社法155七）、⑩事業の全部譲受け・合併・吸収分割による承継（会社法155十、十一、十二）、⑪自己株式を無償で取得する場合その他法務省令で定める場合（会社法155十三、会規27）以外の事由による株式会社の自己株式の取得については、買取可能金額に上限が設定されています。これを財源規制といいます。

株式会社が自己株式を保有する場合、その株式の株主はその（発行会社である）株式会社となります。

ただし、株式会社が自社の発行する株式の株主として権利を行使することが好ましくない場合もあります。

そのような場合、会社法上、株式会社を株主から除外し、株主としての権利が行使できない旨の規定が設けられています。

株主の権利のうち次のものについては、その行使が認められません。

- a 配当請求権（会社法105①一、454③）
- b 残余財産分配請求権（会社法105①二、504③）
- c 総会における議決権（会社法308、325）
- d 総会の招集請求権（会社法297、325）
- e 解散の訴えの提起権（会社法833）
- f 株式の割当を受ける権利（会社法202②）
- g 株式の無償割当を受ける権利（会社法186②）
- h 支配株主による株式等売渡請求 等

Q1-2 自己株式を取得する方法

株主との合意により自己株式を取得する方法をご教示ください。

Answer

株式会社が株主との合意により自己株式を取得する方法は、下記2つです。

- ① 株主総会普通決議による全株主を対象に取得する方法（ミニ公開買付）
- ② 株主総会特別決議による特定の株主を対象に取得する方法

【解説】

1 株主総会普通決議による全株主を対象に取得する方法（ミニ公開買付）

当該手法は、

- 1) 事前に株式会社が株式買取りの条件を株主全員に通知する
- 2) 事前に通知することで、株式譲渡人の募集をする

という手順を踏むことで、株式譲渡の機会を株主に平等に与えようとするものです。これが「ミニ公開買付」と呼ばれる所以です。

この方法による自己株式の買取りまでの全体の流れは、おおよそ次のようになります。

イ 株主総会の普通決議

株主総会の普通決議をします。その際予め下記 a~c についての事項を定めます。なお、この場合の普通決議は、定時株主総会に限らず臨時株主総会による決議でも問題ありません（会社法156①）。

- a 取得する株式の数（種類株式発行会社の場合は、株式の種類及び種類ごとの数）
- b 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び総額
- c 株式を取得することができる期間（ただし1年を超えることはでき

6 第1章 自己株式取得の基本

ません)

ロ 取得条件の決定

上掲「イ 株主総会の普通決議」の決定により、株式会社が自己株式を取得しようとするときには、その都度、取締役（取締役会設置会社の場合は取締役会）が次の事項を定める必要があります（会社法157）。

- a 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）
- b 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数もしくは額又はこれらの計算方法
- c 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
- d 株式譲渡の申込期日

ハ 株主に対する通知

株式会社は、全株主（種類株式発行会社の場合は取得する種類株式の種類株主）に対し、上掲「ロ 取得条件の決定」の内容を通知する必要があります（会社法158）。

ニ 株主からの申込み

株主は、上掲「ハ 株主に対する通知」を受けて、株式会社に対して株式譲渡の申込みをすることができます。

この場合、株主は売却を申し込む株数と、種類株式の場合はその種類もあわせて明示する必要があります（会社法159①）。

申込みがあったとき、上掲「ロ 取得条件の決定 d 株式譲渡の申込期日」において、株式会社が株式の買取りを承諾したものとみなされます（会社法159②）¹。

1 株主からの譲渡申込株式の総数が、株式会社の取得する株式の総数を超えるときは、株式会社は次の算式で計算した株式の譲渡を承諾したものとみなされます（会社法159②）。

$$\frac{\text{株式会社の取得する株式の総数}}{\text{株主が譲渡の申込みをした株式の総数}} \times \text{その株主が譲渡の申込みをした株式の数}$$

2 株主総会特別決議による特定の株主を対象に取得する方法

特定の株主との合意を前提に、その株主のみから自己株式を買い取るものです。特定の株主に対してのみの上掲 1 株主総会普通決議による全株主を対象に取得する方法（ミニ公開買付）「ハ 株主に対する通知」を行います。そしてその特定の株主からのみ自己株式を買い取ろうとするものです。

これは上掲 1 株主総会普通決議による全株主を対象に取得する方法（ミニ公開買付）と異なり株主平等の原則に反することから、手続きとしては、上掲 1 株主総会普通決議による全株主を対象に取得する方法（ミニ公開買付）と同じですが、下記の点で異なる手続きが定められています。

全体の流れは下記のイ～二になります。

イ 株主総会の特別決議

株主総会の特別決議により、1 株主総会普通決議による全株主を対象に取得する方法（ミニ公開買付）「イ 株主総会の普通決議」に挙げられている事項に加えて、特定の株主にのみ買取りの通知をすることを決議する必要があります（会社法160①）。

この場合、株式会社の株主は、原則として株主総会の日の5日前までに、決議事項の（買取りの対象となる通知を受ける）「特定の株主」の中に自己を加えるよう、その株式会社に請求することができます（会社法160③）。

一方で、株主の権利を確保するため、株式会社は、原則、株主総会の日の2週間前までに、すべての株主に対し、その請求ができることを通知する必要があります（会社法160②）。

株主総会の特別決議が必要となります（会社法160①、309②ニ）が、この特別決議は、定時株主総会に限らず臨時株主総会による決議で問題ありません（会社法156①）。この決議は、買取り対象とされた特定の株主以外の株主のみで決議が行われます（会社法160④）

ロ 取得条件の決定

8 第1章 自己株式取得の基本

ハ 株主に対する通知

買取対象となる特定の株主のみに対して通知を行います。

ニ 株主からの申込み

なお、買取り対象となる「特定の株主」に自己を加えることを株主総会の議案とするよう会社に請求できない場合として代表的なものに下記の2例が挙げられます。

1) 相続人等から取得する場合の特例

相続、合併その他の一般承継により株式を取得した者から、その承継した株式を発行会社である非上場会社がい取りする場合、特例として、他の株主は自己を買取り対象の特定の株主に追加する旨の請求ができません²。

2) 定款の規定による特例

株式会社は、特例として、自己株式の買取りの際に、その株式を買い取ろうとする特定の株主以外の株主が、自己を特定の株主に加えるように請求できないようにするため、定款規定により、その請求ができないように定めることが可能です（会社法164①）³。

株式会社が自己株式を取得するような場合においては、会社法上は子会社による親会社株式の保有禁止（会社法135①）のような制限はありません。すなわち、自己株式としてそのまま保有し続けること（金庫株）ができます。

2 相続などの一般承継により株式を取得した者が、発行会社である非上場会社の株主総会又は種類株主総会で議決権を行使している場合には、この特例の適用はないものとされます（会社法162）。

3 株式の発行後に定款を変更してこの規定を設けようとするためには、その株式を有する株主全員の同意が必要です（会社法164②）。